(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている医療機関等への事業継続に向けた支援として、鎌倉市医療機関等物価高騰対応支援金(追加分)(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、鎌倉市内に所在し、かつ事業者の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止(届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。)又は事業の休止(届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。)をせず、運営を継続する予定である医療機関等のうち、次に掲げる施設(以下「支給対象事業所」という。)につき、当該支給対象事業所を運営する事業者(以下「支給対象事業者」という。)に支給する。

- (1) 病院、診療所及び薬局(ただし、令和6年2月1日以前に健康保険法(大正11年法律 第70号)に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設に限る。)
- (2) 助産所 (ただし、令和6年2月1日以前に医療法 (昭和23年法律第205号) に基づく 開設の届出を行った助産所に限る。)
- (3) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217
- 号)に基づく施術所(ただし、令和6年2月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生(支)局長、及び神奈川県知事から承諾の通知を受けた施設に限る。)
- (4) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に基づく施術所(ただし、令和6年2月1日以前に健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて、厚生(支)局長、及び神奈川県市知事から登録の通知を受けた施設に限る。)
- (5) 歯科技工所(ただし、令和6年2月1日以前に歯科技工士法(昭和30年法律第168
- 号)に基づく開設の届出を行った技工所に限る。)

(支援金額)

第3条 支援金の支給額は、別表に基づき算定するものとする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者は、令和5年度鎌倉市医療機関等物価高騰対応支援金(追加分)に係る支給申請を、e-kanagawa 電子申請システムを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合はこの限りでない。

- 2 申請には、次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
- (1)申請日から直近の診療(調剤)報酬支払通知書の写し、療養費支給申請に係る支払い結果通知書の写し等、事業を継続して実施していることを確認できる書類
- (2) 振込口座の通帳の写し等、振込口座が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定に関わらず、市は、令和5年度鎌倉市医療機関等物価高騰対応支援金(令和5年10月から令和6年1月分)を支給した支給対象事業者については、簡易申請による申請を認めることとし、令和6年3月31日までの事業継続の誓約及び振込口座の変更がないことが確認できた支給対象事業者に対し、令和5年度鎌倉市医療機関等物価高騰対応支援金(令和5年10月から令和6年1月分)の支給口座に支援金を支給する。
- 4 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る第1項および第2項に規定する申請をそれぞれの事業所ごとに行うものとする。

(支援金の支給決定)

第5条 市長は、前条の規定により支給申請がなされたときは、これを審査し、当該支給対象事業者に対し、支援金の支給決定をしたときは、令和5年度鎌倉市医療機関等物価高騰対応支援金(追加分)支給決定通知書(第1号様式)により、支援金を支給しないと決定したときは、令和5年度鎌倉市医療機関等物価高騰対応支援金(追加分)不支給決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに支援金の支給を行うものとする。

(報告及び調査)

第6条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (3) その他、偽り等不正の手段により支援金の支給を受けたことが判明した場合

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る 部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を 請求するものとする。

(暴力団排除)

第9条 鎌倉市暴力団排除条例 (平成 24 年1月1日) 第8条の規定に基づき、第4条に規定する申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当する もの
- 2 市長は、必要に応じ支援金の支給を申請した事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 市長は、支援金の支給を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給 決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第 10 条 支援金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 支援金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は市長)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第 11 条 支援金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第12条 その他、事業の実施に当たり、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)1月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)2月26日から施行する。

別表

区分	支援対象	支給単価
1	病院(特別高圧受電)	1床当たり 8,000円
2	病院(区分1を除く)	1床当たり 7,000円
3	有床診療所のうち、病床数が3床以上の医療機関	1床当たり 13,000円
4	有床診療所のうち、病床数が3床未満の医療機関	1床当たり 17,000円
5	無床診療所、薬局、助産所、あん摩マッサージ指圧・はり・	1施設当たり13,000円
	きゅう施術所、柔道整復施術所、歯科技工所	

備考

- 1 各病院における病床数は、各病院が関東信越厚生局あてに提出した令和5年度 施設基準実施状況報告書 別紙様式1-1①及び②「入院基本料等に関する実施状況報告書(令和5年7月1日現在)」に記載の稼働病床数を原則とする。
- 2 各診療所における病床数は、各診療所が関東信越厚生局あてに提出した令和5年度 施 設基準実施状況報告書 別紙様式2「有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書 (令和5年7月1日現在)」に記載の稼働病床数を原則とする。
- 3 有床診療所又は無床診療所は、歯科診療所を含む。
- 4 同一の場所で運営されるあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所及び柔道整復施 術所については、一つの施術所とみなす。
- 5 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所を運営する者が、専ら出張のみによってその業務に従事するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として届出をしているときは、同一の施術所とみなす。